

建築物の安全性確保に向けた建築士制度見直し

～ 社会資本整備審議会の答申を踏まえて～

国土交通委員会調査室 おもり まい
大森 麻衣

1. はじめに

昨年の 11 月に構造計算書偽装問題が明らかになって以来、国民の間に建築物の耐震性に対する不安と建築界への不信が広がっている。

こうした状況を打破すべく、昨年 12 月、社会資本整備審議会建築分科会に基本制度部会が設置され、5 回にわたり、建築確認・検査制度の今後の在り方等について審議が行われ、本年 2 月に中間報告が取りまとめられた。

政府は、この中間報告等を踏まえ、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」を先の第 164 回国会（常会）に提出し、同法案は、本年 6 月に成立した。今般の問題では、構造計算書の偽装を指定確認検査機関、建築主事いずれも見抜けなかったことから、この改正法においては、建築確認・検査の厳格化（高度な構造計算を要する一定高さ以上の建築物等について構造計算適合性判定の義務付け、3 階建て以上共同住宅について中間検査の義務付け等）、指定確認検査機関の業務の適正化（指定要件の強化、特定行政庁への立入検査権限の付与等）、建築士等に対する罰則の大幅な強化等の措置が図られることとなった。

一方、建築士の資質、能力の向上、専門分野別の建築士制度の導入など建築士制度に係る課題等については更なる検討が必要であることから、中間報告においては、「施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題」として位置付けられ、基本制度部会においては、引き続き、これらの課題について審議が行われた。また、第 6 回基本制度部会（4 月 24 日）において、「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」の座長から、同委員会の最終報告書について報告が行われた。同報告書では、国土交通大臣に対して、建築士制度について、建築技術の高度化に伴う専門分化の実態に即した業務の明確化、資格付与・能力認定の仕組みの構築などを図るべきといった提言や、住宅瑕疵担保制度について、実効性を向上させる仕組みを検討すべきとの提言がなされている。

中間報告取りまとめ以降、基本制度部会において 6 回にわたる審議を経て、本年 8 月 31 日、「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」の最終報告が取りまとめられ、同日、建築分科会の議を経て、社会資本整備審議会の「答申」として北側国土交通大臣に提出された。答申を受けて、今第 165 回国会に建築士法等改正案が提出される予定である。本稿では、答申の主な内容と若干の論点について指摘することとする。

2. 社会資本整備審議会の答申の概要

(1) 建築士制度の抜本的見直し

ア 現行の建築士制度

我が国の建築士法は、建築物の質の確保と向上を図るため、建築物の設計及び工事監理をつかさどる技術者の資格を定めて、建築士の免許登録をすることにより、一定の技術水準を確保するとともに、その業務に対する責任制度を確立しようとするものとして、昭和 25 年に制定された。

建築士制度においては、一定の知識、技能を有する資格者である建築士の自主責任を基本とし、法規を守るべき建築士に一義的に責任を持たせることとして、建築物の設計及び工事監理についての業務独占が与えられている。また、建築の計画・意匠に特化している西欧のアーキテクト制度とは異なり、我が国の建築士制度は、建築に関する広範な技術者を確保、養成するための制度として構成された。これによって、設計・工事監理のみならず施工、見積り、技術支援、まちづくり、教育等の業務に相当数の建築士が従事することとなり、我が国における建築生産の場において建築物の質の確保に寄与している。この制度は、急激に建築生産が増大した戦災復興期から高度経済成長期を経て現在に至るまで、社会的にも経済的にも大きな役割を果たしてきたと言える。

なお、平成 17 年度末時点で、一級建築士 322,248 人、二級建築士 692,968 人、木造建築士 14,950 人が登録されている。

イ 建築士の能力向上のための措置

近年、構造計算や構造設計、設備設計の業務内容が高度化してきており、建築士は、意匠設計者、構造設計者、設備設計者等に専門分化するようになった。意匠設計者とは、用途や施主の要望を基に、建物の配置、間取り、外観、内装などをデザインし、また建物の設計、構造や設備等全体の取りまとめを行う者、構造設計者とは、建物の強度の計算や耐震診断・補強設計を行う者、設備設計者とは、建物の電気やガス、空調等の設計を行う者であり、通常これらの建築士の協働によって、一つの設計図書が完成する。このような設計体制にあっては、構造・設備の分野の業務を理解して、それぞれの業務の整合性をとりつつ、設計図書として一つにまとめ上げる能力を持つ建築士が必要となる。また、専門性が高い構造及び設備の分野については、高度な専門能力を有する者の活用が不可欠となっている。そのため、これからの一級建築士の資格付与は、こうした能力を獲得できる実務経験とその他能力を確認するための試験によって、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証した上で資格が付与されるよう厳格な判定を行うことが必要である。

答申においては、受験資格である学歴要件について、現行の所定の学科（例：建築学科、土木工学科。他に、建設省告示によって規定された、都市工学科など）を卒業しているかどうかではなく、建築士となるのに必要な知識等を修得可能な科目を履修しているか否かにより判断することとしている。さらに、現在幅広に認められている実務経験要件¹については、原則として設計及び工事監理の業務に関するものに限定

し、建築士事務所の管理建築士等に証明させることとしている。

また、既存建築士については、「設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない」(建築士法 22 条第 1 項)という努力義務が課されているものの、その努力を怠り、最新の技術や法改正について十分な知識を持たないまま設計業務に携わっている者が存在すると考えられる。そのため、業に携わる建築士については、一定期間ごとの講習の受講を義務付けることとしている。

ウ 専門資格者制度の導入

前述のように、建築設計が高度化・専門分化している状況においては、高度な専門能力を有する者が設計に適切に関与することが必要となる。現在、実務上は専門分野ごとの分業が行われている一方、法制上は専門分野による建築士資格の分別は行われていない。このため、専門資格者制度を創設し、その権限と責任を法的に位置付けることが必要である。

このような認識の下に、答申においては、一定規模以上の建築物等については、構造設計又は設備設計について高度な知識及び技能を有する一級建築士(特定構造建築士(仮称)、特定設備建築士(仮称)²)による構造又は設備に関する設計図書の作成又は法適合性証明を義務付けることとした。また、この措置が確実に実施されるよう、建築確認申請時に、特定構造建築士又は特定設備建築士が自ら設計図書を作成した場合にはそれぞれ特定構造建築士又は特定設備建築士である旨を証する書類を、それ以外の場合には法適合性を証明した図書を確認申請書に添付しなければならないこととしている。

なお、特定構造建築士又は特定設備建築士は、それぞれ構造設計図書又は設備設計図書の作成に関し一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を修了した者又はこれと同等と認められる者とするとしている。

エ 建築士事務所の業務の適正化

建築士が建築物の設計又は工事監理等の業務を業として行う場合、又は建築士資格を有しない者が建築士を使用してこれらの業務を業として行う場合、建築士事務所を開設し登録を受けなければならないこととなっている(建築士法 23 条)。また、建築士事務所ごとに業務に係る技術的事項の総括を行う専任の管理建築士を置かなければならないこととなっている(建築士法 24 条第 1 項及び第 2 項)。現行制度では、建築士資格を有しなくとも建築士事務所を開設でき、また、建築士資格さえあれば誰でも管理建築士になれることとなっている³。

このような状況にかんがみ、建築士及び建築士事務所の業務の適正化を図るため、管理建築士について、一定の実務経験等の要件を付加するなど、その能力の向上を図ることとするとともに、管理建築士が技術的観点から開設者に述べた意見が尊重されるよう必要な措置を講じることとするのが答申に盛り込まれた。

また、従来から、意匠・計画を担当する建築士事務所が建築主から設計業務を受託

し、構造や設備の専門家に業務補助を委託することが行われているが、受託業務の一括再委託（いわゆる丸投げ）は、依頼主の信頼に反するものである。特に、契約書面等によって再委託先の建築士が明示されない状況にあっては、責任が不明確化し、違法設計の温床となると考えられる。

そこで、受託した設計業務又は工事監理業務の一括再委託を禁止するとともに当該業務の建築士事務所以外への再委託の禁止を徹底することとしている。また、建築主が業務を委託する際に、所要の情報を得た上で委託するか否かの判断ができるよう、管理建築士又は開設者が指名した建築士に、一定の事項について建築主に事前説明を行わせるとともに、その内容について書面で確認させることとしている。

オ 工事監理業務の適正化と実効性確保

一定規模以上の建物を建築する場合においては、資格ある建築士による監理がなければ建物を建築することはできないこととされている（建築基準法5条の4第2項）。しかし、昨今、欠陥住宅問題が再三社会問題となっていることから明らかなように、工事監理が適切に行われているとは言い難い状況にある。建築物の質の確保、向上を図る上で、設計と並んで重要な役割を果たす工事監理業務については、適正化と第三者性などの実効性の確保を図る必要がある。

答申は、工事監理業務として実施する内容を業務の受託に際して説明し、書面で確認させることとしている。さらに、建築基準法上の着工届けの際に工事監理業務の契約書を添付させるなど、建築主の工事監理者の選任義務について実効性を確保するための措置を講じることとしている。

カ その他

このほか、建築士事務所における業務の適正化を担保するための報酬基準の見直し、団体による研修の実施等自律的な監督体制の確立などが答申に盛り込まれた。

（２）瑕疵担保責任履行のための資力確保措置

住宅瑕疵担保責任については、欠陥住宅問題に対応するため、平成11年に「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が制定され、新築住宅の売主又は請負人は、住宅の基本構造部分の瑕疵について、10年間の瑕疵担保責任を負うという制度が創設されている。ただし、この制度では、新築住宅の売主等が十分な資力を有さず瑕疵担保責任が十分に履行されない場合、住宅の所有者が極めて不安定な状態に置かれる。この瑕疵担保責任の履行を確保するための瑕疵担保責任保険が既に存するが、その利用が任意であることもあり、利用率は新規住宅供給戸数の約1割にとどまっている状況にある。このため、住宅の売主等による瑕疵担保責任の確実な履行を担保するための措置を講ずることが必要とされている。

答申においては、新築住宅の売主等が瑕疵担保責任履行の実効を確保するための資力の確保措置に関して、保険や、供託、信託等の仕組みについて、具体的な制度設計の検討を

進めるべきであり、その際、これらの仕組みが円滑に運営されるための環境整備や、故意・重過失に起因する瑕疵による損害への対応、紛争処理体制の整備など、消費者保護のための仕組みを構築する必要があるとしている。そして、保険機能を活用する場合、既存の住宅瑕疵に係る保険に比べ、質、量ともにリスクが異なるなど、制度運営主体が過大な負担を負うことも想定されることを踏まえ、さらに制度の検討を進め、その上で、瑕疵担保責任履行の実効を確保するための相応の資力確保措置を新築住宅の売主等に対し義務付けるべきであるとしている。

なお、瑕疵担保責任履行のための資力確保措置に係る法案は、来年の通常国会に提出される見通しである。

(3) 建築行政における監督体制・審査体制の強化等

ア 建築行政職員数の確保及び建築主事等の能力の向上、研修等

今般の構造計算書偽装事件においては、一部の指定確認検査機関のみならず、特定行政庁においても十分な審査が行われていないケースが見受けられた。このため、構造審査を的確に実施するための体制整備及び特定行政庁の建築主事や民間の指定確認検査機関の確認検査員の能力の向上が喫緊の課題となっている。

そこで、答申は、建築行政の体制整備について、国、都道府県及び特定行政庁において、具体的な整備プログラムを1年以内に策定・公表し、その実現に努めること、その実効性を確保するため、特定行政庁において建築行政職員数、建築主事数等の執行体制が適切に確保されているかを国が定期的にモニタリングし、その内容を公開すべきこととしている。

建築主事等の能力の向上、研修等については、各特定行政庁における独自の取組に加え、日本建築行政会議（JCBO）⁴が中心となって、国その他関係組織の協力のもと、建築主事、確認検査員、構造計算適合性判定員等に対する建築技術、特に建築構造に関する研修プログラムを毎年度継続的に実施する必要があるとした。また、審査の適正化・円滑化が図られるよう、国は日本建築行政会議と協力して、審査等に係る法令の解釈・運用方針を明確化し、公開すべきであるとしている。

イ その他

このほか、小規模木造住宅に係る建築確認・検査の特例制度の見直し、建築関連情報の管理・提供体制の整備等について、答申に盛り込まれた。

3. 主な論点

(1) 実務経験の範囲

一級建築士試験の受験の要件となる実務経験として認められる範囲を原則として設計及び工事監理に限定することは、建築士資格を設計及び工事監理業務に収れんさせることでもある。この点について、建築士団体の見解は二分している。これに反対する団体は、建

建築物の質の向上には設計・工事監理だけでなく建築生産全般に携わる者のレベルアップが重要との考え方にに基づき、建築施工分野等建築の生産に関連する諸業務等についても対象にすべきとしている⁵（（社）日本建築士会連合会）。一方、賛成する団体は、従来、業務独占という強い権限を持つ建築士の資格を持つ者のうち、「その他業務に就いている者の割合が7割も占めるのは異常である⁶」（（社）日本建築家協会）として、答申の方向性を評価している。これらの意見を踏まえた上で、設計・工事監理以外のどこまでの業務を例外として実務経験と認めるかが課題となろう。

（2）専門資格者の人材確保

答申で提案された構造及び設備の新たな専門資格は、一級建築士資格を前提としているが、答申によると、建築士の業務実態は、構造設計に従事する者は約4%、設備設計に従事する者は約1.1%であり、これらの業務に従事する者の割合が極めて低い状況にある。このような状況の中、十分な数の専門資格者が確保できるのかが懸念される。

構造設計については、従来から（社）日本建築構造技術者協会が独自に資格認定試験を行い、一級建築士の中でも特に建築構造の全般について、的確な判断を下すことのできる技術者として「建築構造士」の認定を行っている（2006年4月現在、2,531人）。これらの者が特定構造建築士（仮称）となることが期待される。ただし、建築構造士は、先の建築基準法改正で創設された構造計算適合性判定機関の判定員として活動することも見込まれており、特定構造建築士となりうる者の育成は今後の課題であろう。

設備設計については、（財）建築技術教育普及センターが、建築士法20条第4項に基づき、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対し設備設計・工事監理に関する適切なアドバイスを行える「建築設備士」の資格試験を実施している（2005年10月現在、35,228人）。建築設備士資格は一級建築士資格を前提としていないため、特定設備建築士（仮称）に直接移行することはできないが、設備設計については、特に人材不足が懸念されているため、特定設備建築士の認定要件として、建築設備士資格を勘案する等の措置を採ることを設備団体は求めている。

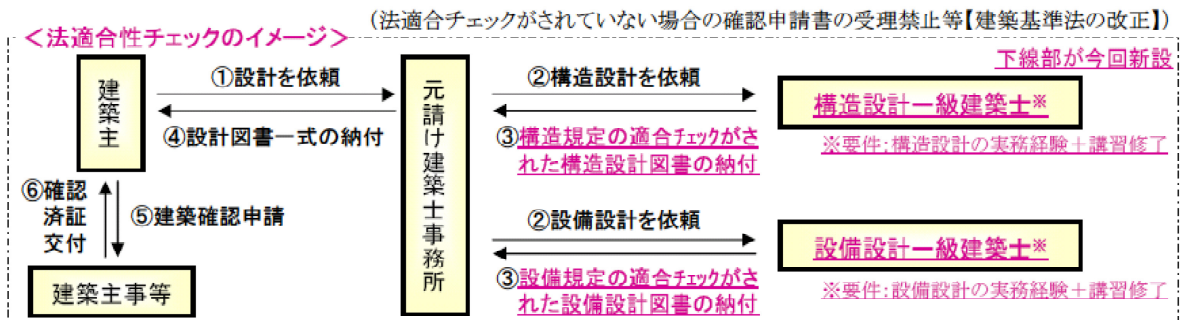
4．建築士法等の一部を改正する法律案の要点

答申を踏まえ作成された建築士法等の一部改正案は、10月20日、閣議決定を経て、同日衆議院に提出される予定である。その要点は次のとおりである。

建築士の資質、能力の向上に向けた措置として、(1)建築士に対する定期講習の受講義務付け、(2)建築士試験の受験資格の見直しを行う。また、高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化に向けた措置として、(3)一定の建築物についての、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け（図参照）を行う。さらに、設計・工事監理業務の適正化のための措置として、(4)建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化、(5)設計又は工事監理契約締結前の管理建築士等による重要事項説明及び書面交付の義務付け、(6)一定の建築設計等についての一括再委託

の全面的禁止を行う。また、団体による自律的な監督体制確立に向けた措置として、(7) 建築士事務所協会等の法定化、(8) 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施を行う。

図 構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合性チェックのイメージ



(出所) 国土交通省資料

5. むすび

「3. 主要な論点」に挙げた2点のほか、建築関係団体からは、専門資格をめぐって、特定構造（設備）建築士を指示調整する「統括建築士」の創設の必要性を指摘する意見、特定構造（設備）建築士資格に一級建築士資格の前提は不要とする意見等が出されている。また、工事監理に関して、第三者性担保のための具体的措置の欠落を指摘する意見、特定構造（設備）建築士の関与の必要性を指摘する意見等も出されている。

各建築関係団体の意見は、各団体の性格を背景に、必ずしも一致しているわけではなく、それぞれ少しずつ異なった主張を展開しているため、全ての主張を汲み取ることは不可能である。そのような状況下で、国土交通省は社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会における論議の中で、より多くの団体が納得できる制度設計を模索してきたと言える。その姿勢は評価できるが、反面、団体間の意見調整に終始し、国土交通省として目指すべき建築士制度を明確に示すことができなかつた感も無きにしもあらず、と言えようか。いずれにせよ、来るべき建築士法等改正案の国会審議においては、新しい建築士制度が今後長きにわたって国民に信頼され、我が国の建築物の質の確保を支える持続可能なものになり得るか否かについて、十分な論議がなされることを期待したい。

1 (財) 建築技術教育普及センターのパンフレットによると、現在建築に関する実務の経験として認められているものは、「設計事務所、建設会社や工務店等での建築物の設計・工事監理・施工監理」「大工」「官公庁での建築行政、営繕」「大学・研究所・工業高校などでの建築に関する研究や教育」「建築(工)学関係の大学院での研究(課程修了者・研究テーマの明示が必要)」であり、認められないものは「単なる労務者としての建築業務(土工、写図のみ等)」である。

2 法案では、それぞれ「構造設計一級建築士」、「設備設計一級建築士」という名称が付けられることとなった。

- 3 ただし、一級建築士事務所にあつては一級建築士に、二級建築士事務所にあつては二級建築士、木造建築士事務所にあつては木造建築士というように、建築士事務所の行う業務内容に応じた技術能力を有することが求められる。
- 4 日本建築行政会議（ＪＣＢＯ）は、特定行政庁、指定確認検査機関その他建築基準行政又は確認検査業務等を担当する団体及び建築主事、確認検査員その他これらに類する業務に携わる者が、相互の情報交換と共同作業の場を確立し、よりの確な基準の整備・運用並びに諸制度の活用・改善を通じて、建築物の安全性の確保及び質の向上並びに地域の特性に対応した個性豊かな市街地整備を実現し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする団体である。本会の正会員は、特定行政庁、指定確認検査機関、指定認定機関及び指定性能評価機関により構成されている。
- 5 社団法人日本建築士会連合会『「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」(社会資本整備会答申)の内容の実施に当たつての要望』(平成18年9月25日)
- 6 日本建築家協会『基本制度部会に対する日本建築家協会の見解』(平成18年9月1日)